

No. 1055 (2019. 5.16)

## ドイツの議会制度

- I 政治体制
- II 議会の構成
- III 会派
- IV 議会の主な権限
- V 会期制度
- VI 議院運営機関
- VII 本会議
- VIII 委員会制度
- IX 立法過程
- X 行政統制

キーワード：議会、国会、連邦議会、連邦参議院、ドイツ

- 連邦の立法について権限を有する機関として、直接公選議員で組織する連邦議会と各州の閣僚が議員を務め州政府の指示に拘束される連邦参議院が置かれているが、連邦の立法機関を2院制と位置付けられるか否かについては議論がある。
- 連邦の法律には、連邦議会が可決した法律の成立に連邦参議院の同意を必要とする「同意法律」と連邦参議院が異議を申し立てられるにすぎず連邦議会が異議を却下することができる「異議法律」があり、両者の成立過程は異なる。
- 連邦議会では、法律案の提出に会派の署名が必要とされ、委員会の構成等が会派所属議員数に比例して行われるなど、会派を中心とする運営が行われる一方で、いわゆる少数者調査権など、野党会派に配慮した仕組みも設けられている。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

総合調査室 主幹

こばやし きみお  
小林 公夫

## I 政治体制

ドイツ連邦共和国は、16の州(Land<sup>1</sup>)から成る連邦国家である。憲法に相当する基本法(Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland. 1949年制定。以下、基本法の規定については単に条名等のみを記す。)において、立法・行政・司法の各分野における連邦と州の関係が規律されている。なお、連邦法は、州法に優位する(第31条)。また、国家の権限行使及び任務遂行は、基本法で別に定め、又は許容しない限り、州の事務とされている(第30条)。

連邦には国際法上連邦を代表する大統領が置かれている(第59条第1項)が、その権限は、基本的に儀礼的なものである<sup>2</sup>。大統領は、連邦議会(Bundestag)議員及びこれと同数の州議会選出議員から成る連邦会議(Bundesversammlung)によって選挙される(任期5年・連続3選禁止)(第54条)。首相及びその他の大臣で連邦政府が組織される(第62条)。首相は連邦議会が選挙した者を大統領が任命し(第63条)、その他の大臣は首相の提案に基づき大統領が任免する(第64条第1項)。連邦政府の存立は連邦議会に依存する<sup>3</sup>。政治体制としては、議院内閣制に分類される。

## II 議会の構成

連邦の立法について権限を有する基本法上の機関として、連邦議会(第3章)と連邦参議院(Bundesrat)(第4章)が置かれている。連邦参議院は単一の立法機関において第1院と同等に立法過程に決定的に関与する第2院ではなく、立法に協力するにすぎないと連邦憲法裁判所<sup>4</sup>が述べたこともあり<sup>5</sup>、連邦の立法機関を2院制と位置付けられるか否かについては議論があるが、列国議会同盟<sup>6</sup>では連邦議会が下院(lower chamber. 第1院ともいう。)、連邦参議院が上院(upper chamber. 第2院ともいう。)として扱われており、以下の記述もこれに従う<sup>7</sup>。

\* 本稿は、古賀豪「III ドイツ」古賀豪ほか『主要国の議会制度』(調査資料2009-1-b 基本情報シリーズ5) 国立国会図書館調査及び立法考査局, 2010, pp.23-32, 49. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1166394\\_po\\_200901b.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1166394_po_200901b.pdf?contentNo=1)> の改訂版である。なお、インターネット情報の最終アクセス日は、2019年4月26日である。

<sup>1</sup> 以下、外国語の原つづりは、単数形で示す。また、役職名については、男性形のみを掲げる。

<sup>2</sup> 大統領の特殊な権限として、立法上の緊急事態の宣言がある(第81条)。これは、自ら提出した信任決議案が連邦議会で否決され「少数派政権」の状態に陥った首相を支えるために、連邦議会の可決を経ない立法を可能とする方途を開くものである(山岸喜久治「ドイツ連邦共和国大統領—平常事務と緊急権限—」『人文社会科学論叢』22号, 2013.3, pp.74-75. <[http://www.mgu.ac.jp/main/educations/library/publication/pre\\_jinshaken/no22/jinsha22\\_09.pdf](http://www.mgu.ac.jp/main/educations/library/publication/pre_jinshaken/no22/jinsha22_09.pdf)>)。ただし、これまでのところ実例はない。

<sup>3</sup> 連邦議会が信任するのは首相であるが、首相の職務の終了時に他の大臣の職務も終了する(第69条第2項)。

<sup>4</sup> 連邦憲法裁判所(Bundesverfassungsgericht)は、違憲審査等を行う裁判所である(第93条)。その構成員は、連邦議会及び連邦参議院が半数ずつ選出する(第94条第1項)。

<sup>5</sup> 連邦憲法裁判所1974年6月25日判決(BVerfGE 37, 363)参照。基本法では、連邦参議院は州が連邦の立法及び行政並びに欧州連合の事務に協力するための機関と位置付けられている(第50条)。

<sup>6</sup> Inter-Parliamentary Union. 世界各国の国会の協力機関である。

<sup>7</sup> これに対し、連邦参議院(Bundesrat)は2院制における上院ではないとの認識の下、そのような誤解を避ける趣旨で「連邦参議会」という訳語を充てる例もある(初宿正典訳『ドイツ連邦共和国基本法—全訳と第62回改正までの全経過—』信山社出版, 2018, pp. i - ii.)。なお、Bundesratのウェブサイトに掲げられた説明資料では、大多数の国法学者や政治学者はBundesratを第2院と見ているが、この点はBundesratの様々な特徴や「議院性」(Kammer-Eigenschaft)の判断基準のいずれを重視するかによって異なること、Bundesratが第2院であるか否かによってその役割や権限が変わるものではないこと等を指摘した上で、「世界に類例のない機関」と説明している(Konrad Reuter, *Bundesrat und Bundesstaat: Der Bundesrat der Bundesrepublik Deutschland*, 14. Auflage, Berlin: Direktor des Bundesrates, 2009, pp.50-51. <<http://www.bundesrat.de/SharedDocs/downloads/DE/publikationen/Bundesrat-und-Bundesst>>)

## 1 定数及び任期

下院は、直接公選議員で組織される（第 38 条第 1 項）。総定数は 598 である（連邦選挙法（Bundeswahlgesetz）第 1 条）が、超過議席・調整議席の仕組みにより、議員総数が総定数を超えることがある（2 参照）。任期は 4 年である（第 39 条第 1 項）が、解散されることがある（IV の 1 参照）。

各州は、人口規模に応じて 3～6 票の表決権を上院において有し<sup>8</sup>、その有する表決権と同数の構成員（議員）を派遣することができる（第 51 条第 2 項及び第 3 項。2019 年 4 月現在の全州の表決権数の合計は 69 である。）。上院は、各州の州政府が任免する州首相その他の政府構成員（閣僚）で組織される（同条第 1 項）。一律に定められた任期はなく、州政府構成員でなくなったとき、議員としての地位も失う。また、州政府のその他の構成員による代理が可能とされる（同項）。

## 2 選挙制度（下院）

選挙権年齢及び被選挙権年齢は、共に 18 歳である。小選挙区比例代表併用制が採用されており、小選挙区の数 299 区である。選挙人は 2 票を有し、第 1 票を小選挙区の候補者に、第 2 票を政党の州名簿（拘束名簿式）に投票する。

各党への議席配分は、総定数 598 を人口に応じて各州に配分し、第 2 票の得票数に比例して、まず①州別に、次いで②連邦全体についてサンラグ=シェーパーズ式で計算を行う。①の過程で各党に当該州の小選挙区獲得議席数を保障することから超過議席が生じ、②の配分結果が①の配分結果の連邦全体の集計を下回らないようにするために調整議席が加算される。以上の過程を経て算出された連邦全体の議席が、各党の州別の第 2 票の得票数に比例して、州別に、当該州の小選挙区獲得議席数を下回らないように配分される。なお、小党分立を防ぐための阻止条項がある（全国で 5% の得票又は小選挙区で 3 議席）。各党の当選人は、当該州における小選挙区当選人及び各党への配分議席数から小選挙区当選人数を控除した数の州名簿上位登載者となる<sup>9</sup>。

## III 会派

### 1 下院

会派（Fraktion）は、同一政党に所属する議員又は同じ政治的目標を有し、いずれの州においても競争関係にない複数の政党に所属する議員で組織される団体であり、結成には総議員の 5% が必要とされる。会派の結成、その名称並びに会派長、所属議員及び準所属議員（Gast）の氏名は、書面で議長に提出されなければならない。準所属議員は、会派の所属議員数には算入されないが、委員会の構成等に当たって会派の議員数が考慮される場合には、算入される。人数要件を満たさない団体は、①下院の承認により会派としての認定を受け、又は②会派の場合と同

aat.pdf?\_blob=publicationFile>）。一方、連邦議会のウェブサイトに掲げられた資料の中には、ドイツの議会制度を 1 院制とする記述も見られる（Stefan Marschall, *Stichwort: Der Deutsche Bundestag: Wie parlamentarische Demokratie funktioniert*, Berlin: Deutscher Bundestag, 2018, p.6. <<https://www.btg-bestellservice.de/pdf/20265000.pdf>>）。

<sup>8</sup> 各州は最低 3 票の表決権を有し、人口 200 万人以上の州は 4 票、人口 600 万人以上の州は 5 票、人口 700 万人以上の州は 6 票の表決権を有する。

<sup>9</sup> サンラグ=シェーパーズ式による計算結果は、サンラグ式（各政党の得票数を奇数で順次除し、商の大きい順に定数まで 1 議席ずつ配分する方法）による場合と同一となる。下院の選挙制度のより詳細な説明として、政治議会調査室・課『諸外国の下院の選挙制度』（調査資料 2015-1-c 基本情報シリーズ 22）国立国会図書館調査及び立法考査局, 2016, pp.26-28. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_9917795\\_po\\_201501c.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9917795_po_201501c.pdf?contentNo=1)> 等参照。

様の書面の提出により議員団 (Gruppe) としての認定を受けることができる (以上、下院規則 (Geschäftsordnung des Deutschen Bundestages. 以下「下規」という。) 第 10 条)。各会派には様々な作業部会が置かれ、審議に向けた準備等が行われる。

## 2 上院

会派の制度は、存在しない<sup>10</sup>。各州が任命した議員は、州政府の指示に基づき表決権を一括して行使することとされ (第 51 条第 3 項)<sup>11</sup>、州政府の指示に拘束されると解されている。

## IV 議会の主な権限

議会の主な権限は、次のとおりである。なお、行政統制権については、X も参照されたい。

### 1 政府の存立に関する権限

連邦政府の存立に関する権限は、下院のみが有する。なお、首相及び大臣の職務は、総選挙後の新しい下院の集会 (実際には後任者の任命) とともに終了する (第 69 条第 2・3 項)。

#### (1) 首相の選挙

下院における首相の選挙は、次の順序で行われる (第 63 条; 下規第 4 条)。

- ① 大統領の推薦候補者が、選挙 (事実上の信任投票) で総議員の過半数の得票者となれば当選。
- ② ①の候補者が落選の場合は、14 日以内に実施される選挙で総議員の 4 分の 1 の推薦候補者又は所属議員がこれと同数以上の 1 会派の推薦候補者に総議員の過半数の得票者があれば当選。
- ③ ②の期間内の選挙が不成立の場合は、②と同様の推薦候補者で改めて選挙を行い、総議員の過半数の得票者があれば大統領が首相に任命。該当者がなければ、7 日以内に大統領は最多得票者を首相に任命、又は下院を解散。

#### (2) 首相の不信任

下院は、首相の不信任を表明することができる (第 67 条)。不信任の表明には、総議員の過半数により首相の後任を選挙した上で、大統領に首相の罷免を要請することが必要である (建設的不信任)。一方、首相は、自ら下院に提出した信任動議が総議員の過半数で可決されなかった場合に、下院の解散を大統領に提案することができる。下院は、動議の議決から 21 日以内に総議員の過半数により首相を選挙することで、解散を回避することができる (第 68 条)<sup>12</sup>。

## 2 立法権

立法事項は、①連邦が専属的な権限を有する分野、②連邦と州が競合的な権限を有する分野、③それ以外に分けられる。連邦の立法権は基本法に明記されているもの (①及び②) に限られ、それ以外 (③) は州が立法権を有する (第 70 条第 1 項)。州は、①については連邦法の明

<sup>10</sup> Reuter, *op.cit.*(7), p.23. なお、議場における議席の配置は、州単位となっている。

<sup>11</sup> 実際には、各州の投票指揮者 (Stimmführer) が代表して表決を行っており、当該州の他の議員が欠席しても、表決権を一括して行使できる。州政府が指示を出さずに投票指揮者の裁量に委ねることもあるとされる (*ibid.*, p.21.)。

<sup>12</sup> これまでに下院は 3 回解散されている (高澤美有紀「主要国議会の解散制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』923 号, 2016.10.18, pp.9-10. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_10202206\\_po\\_0923.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10202206_po_0923.pdf?contentNo=1)>)。

文で授権されている場合に限り（第71条）、②については連邦が立法権を行使しなかった範囲かつその限りで立法権を有する（第72条第1項）。

### 3 財政統制権

予算は、法律として定められる（第110条）。予算法案は、連邦政府が提出する。

財務大臣は、次の会計年度中に下院及び上院に前年度の会計報告を行う。両院がこれを承認すると、当該年度の予算執行に関する連邦政府の責任は解除される<sup>13</sup>（第114条）。

### 4 条約承認権

連邦の政治的関係を規律し、又は連邦の立法事項に関わる条約の締結に対する承認は、法律の形式で行われる（第59条第2項）。講和条約の締結も、法律による（第115I条第3項）。条約を承認する法律案は、連邦政府が提出する。

### 5 大統領を訴追する権限

下院又は上院は、大統領が基本法その他の連邦法律に故意に違反したことを理由として、連邦憲法裁判所に訴追することができる（第61条）。訴追は、下院にあつては総議員の3分の2、上院にあつては表決権総数の3分の2により、行われる。連邦憲法裁判所は、故意の違反について大統領の有責を認めた場合には、その失職を宣告することができる。

## V 会期制度

### 1 議会期及び会期

議会期に相当するのは、下院総選挙後の最初の集会日<sup>14</sup>から次の総選挙による後継下院の最初の集会日までの期間である選挙期（Wahlperiode）<sup>15</sup>であり、解散がない場合は4年である（第39条第1項）。上院に議会期の制度はない。両院共に会期制度はない。

### 2 議案と議会期の関係

下院では、選挙期中に議決に至らなかった議案は次の選挙期に継続せず、廃案となる（下規第125条）。上院にこのようなルールはないが、下院の不継続原則の間接的な影響を受ける<sup>16</sup>。

## VI 議院運営機関

議長・副議長を始めとする両院の議院運営機関の概要は、表1のとおりである。

<sup>13</sup> 連邦政府の責任の解除は、法的な効果のない政治的な性格のものである一方、仮に決算の承認が得られなかったとしても、連邦政府に対する不信任を意味するものではないと解されている（Hans D. Jarass und Bodo Pieroth, *Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland: Kommentar*, 15.Aufl., München: C.H. Beck, 2018, p.1243.）。

<sup>14</sup> 総選挙後30日以内に集会することとされている。解散前の下院議長が招集する（下規第1条第1項）。

<sup>15</sup> 「被選期（間）」、「任期」などとも訳される。

<sup>16</sup> 詳細については、古賀豪・高澤美有紀「欧米主要国議会の会期制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』797号、2013.8.2, pp.8-9. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8243575\\_po\\_0797.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8243575_po_0797.pdf?contentNo=1)> 参照。

表1 ドイツ下院及び上院の議院運営機関

	下院	上院
議長・副議長・書記担当議員	<p><b>【議長・副議長（複数人）】</b>  ○総選挙後の最初の本会議で選挙（下規第1条第4項）。1選挙期を通じて在任し（下規第2条第1項）、途中で解任されない。  ○副議長の数は選挙期ごとに定められるが、各会派に最低1人は割り当てられる（同項）*2。  ○本会議は、議長又は副議長が順番を決めて主宰し、全員が欠席のときは在任期間が最長の議員が主宰する（下規第8条第2項）。  ○会派から離脱せず、表決にも参加可。</p> <p><b>【議長会（Präsidium）】</b>  ○議長・副議長で組織（下規第5条）。  ○会議週（本会議が開かれる週）に定期的に行われ、下院事務局の高官人事、重要な契約の締結、広報を始め、議長の専決事項を含むあらゆる重要事項について協議。  ○多数決で決定。可否同数のときは、議長が決裁。</p> <p><b>【書記担当議員（Schriftführer）】</b>  ○各会派の提案に基づき、選挙期ごとに定められた人数を選挙。人数の決定及び会派への配分は、各会派の所属議員数に比例して行われる（下規第3条）。  ○本会議において議長を補佐。文書の朗読、発言者名簿の作成、点呼、投票用紙の回収・集計等を行う（下規第9条）。</p> <p><b>【会議理事会（Sitzungsvorstand）】</b>  ○本会議ごとに、本会議の主宰者及び2人の書記担当議員*3で組織（下規第8条第1項）。  ○定足数や表決結果の確認を行う（下規第45条第2項及び第51条第1項）。</p>	<p><b>【議長・副議長（2人）】</b>  ○1年の任期で選挙（上規第5条第1項）。実際には、議長には各州の首相が人口の多い順に持ち回りで選出され、第1副議長には前年の議長が、第2副議長には翌年議長を務める予定の者が選挙される*6。  ○議長は、大統領に事故がある場合又は大統領が任期満了前に欠けた場合に、大統領の権能を代行する（基本法第57条）。</p> <p><b>【議長会】</b>  ○議長及び副議長で組織（上規第8条）。  ○上院の予算案を作成するほか、内部事務について決定する。</p> <p><b>【書記担当議員】</b>  ○1年の任期で2人選挙（上規第10条）。  ○本会議において議長を補佐。主な任務は、表決の集計。</p>
長老評議会（下院）／常任理事会（上院）*1	<p>○議長、副議長及び所属議員数に比例して各会派が指名する23人の議員*4で組織（下規第6条第1項及び第12条）。  ○会議週に定期的な会合を開き、会合には連邦政府の代表者1人も参加*5。議長の議事運営の補佐及び下院の年間活動計画や委員長ポストの配分に関する会派間合意の形成、下院の個別予算案の見積書の作成その他内部事務についての決定、議事日程の決定等を行う（下規第6条第2・3項、第20条第1項等）。</p>	<p>○議長会の下に置かれ、各州の全権代表*7で組織（上規第9条）。  ○毎週会合し、本会議の準備、内部管理等について議長及び議長会を補佐。上院と連邦政府の日常的な連携の維持に協力する役割も担い、担当の連邦大臣が会合に出席*8。</p>

(注) 表中の「下規」は下院規則 (Geschäftsordnung des Deutschen Bundestages)、「上規」は上院規則 (Geschäftsordnung des Bundesrates) を指す。

\*1 各機関の原つづりは、長老評議会が“Ältestenrat”、常任理事会が“Ständiger Beirat”。

\*2 もっとも、第19選挙期（2017年10月～）においては、会派「ドイツのための選択肢」（Alternative für Deutschland）の副議長候補者は、当選に必要な票数を得られず、選出されなかった。

\*3 2人の書記担当議員は、与党会派（Regierungsfraktion）と野党会派（Oppositionsfraktion）から1人ずつ選ばれる。

\*4 各会派の院内幹事（Parlamentarischer Geschäftsführer）が含まれる。

\*5 連邦政府の代表者は、通常、首相付の下級大臣（Staatsminister. 特定の政務次官（Parlamentarischer Staatssekretär）に使用することが認められた呼称）である下院議員が務める。

\*6 1950年8月30日に全州の首相によって合意された「ケーニヒシュタイン協定」に基づく慣行。

\*7 通常、各州の事務次官級又は閣僚級の人物が務める。

\*8 担当の連邦大臣（通常は、首相付の下級大臣）は、基本的に毎水曜日に開かれる閣議の内容について情報提供を行っている。

(出典) 表中の各規定; Susanne Strasser und Frank Sobolewski, *So arbeitet der Deutsche Bundestag*, Rheinbreitbach: Neue Darmstaedter Verlagsanstalt, 2018, pp.24, 29, 31-32. <<https://www.btg-bestellservice.de/pdf/10041000.pdf>>; “Bundestagspräsidium.” Deutscher Bundestag website <<https://www.bundestag.de/services/glossar?url=L3NlcnZpY2VzL2dsb3NzYXJlVzZxc3Nhci9CL2J0X3ByYVWzaWRpdW0tMjQ1MzY4&mod=mod445382>>; “Schriftführer.” *idem.* <<https://www.bundestag.de/parlament/plenum/schriftfuehrer>>; “Präsident und Präsidium.” Bundesrat website <<https://www.bundesrat.de/DE/bundesrat/praesidium/praesidium-node.html>>; “Schriftführer.” *idem.* <[https://www.bundesrat.de/SiteGlobals/Functio ns/Glossar/glossar.html?nn=4656320&cms\\_lv2=4616886](https://www.bundesrat.de/SiteGlobals/Functio ns/Glossar/glossar.html?nn=4656320&cms_lv2=4616886)>; “Der Ständige Beirat.” *idem.* <<https://www.bundesrat.de/DE/bundesrat/staendiger-beirat/staendiger-beirat-node.html>>; Konrad Reuter, *Praxishandbuch Bundesrat: Verfassungsrechtliche Grundlagen, Kommentar zur Geschäftsordnung, Praxis des Bundesrates*, 2., neu bearbeitete Auflage, Heidelberg: C.F. Müller Verlag, 2007, p.339等を基に筆者作成。

## VII 本会議

### 1 定足数 (Beschlussfähigkeit)

下院は総議員の過半数が出席している場合、上院は出席している州の有する表決数の合計が全州の表決総数の過半数に達する場合に議決することができる（下規第 45 条第 1 項；上院規則 (Geschäftsordnung des Bundesrates. 以下「上規」という。) 第 28 条第 1 項)<sup>17</sup>。

### 2 表決方法

#### (1) 下院

表決は、原則として挙手又は起立により行われる。法律案の最終表決の際は、起立表決による（下規第 48 条第 1 項）。表決結果について会議理事会の意見が一致しない場合には、反対票の計算が行われる。反対票の計算後もなお意見が一致しないときは、議長の指示で議員が本会議場から退出し、賛成、反対、棄権と表示された扉から本会議場に入場するのを書記担当議員が集計する（下規第 51 条）。1 会派又は出席議員の 5%が要求するときは、記名投票が行われる（下規第 52 条）。書記担当議員は、投票議員の氏名及び賛成、反対又は棄権の意思表示を記入した投票用紙を投票箱に回収する。可否同数のときは、否決される（下規第 48 条第 2 項）。

#### (2) 上院

原則として挙手で行われるが、1 州の要求があれば点呼表決が行われる（上規第 29 条第 1 項）。

## VIII 委員会制度

### 1 下院

#### (1) 常任委員会 (ständiger Ausschuss) 及び特別委員会 (Sonderausschuss)

常任委員会は、本会議審議の準備のために設置される（下規第 54 条第 1 項）。基本法に規定する欧州連合の事務のための委員会（第 45 条）、外務委員会（第 45a 条）、防衛委員会（同条）及び請願委員会（第 45c 条）を含め、選挙期ごとに設置される。特別委員会は、特定の事案を審査するために臨時に設置される（下規第 54 条第 1 項）。委員会の中に小委員会 (Unterausschuss) を設置することができる（下規第 55 条第 1 項）。委員数及び委員長職の会派への配分は、各会派の所属議員数に比例して行われる（下規第 12 条）。

#### (2) 調査委員会 (Untersuchungsausschuss)

不祥事等の問題の解明のために設置され、調査の終了後下院に報告書を提出する。総議員の 4 分の 1 が要求する場合には設置が義務付けられ（第 44 条第 1 項）、野党の権利を保障する重要な手段とされる（少数者調査権）。証拠調べには、刑事訴訟に関する規定が準用される（同条第 2 項）。常任委員会の一つである防衛委員会は、調査委員会の権能を有する（第 45a 条第 2 項）<sup>18</sup>。

<sup>17</sup> 下院については、疑義が示されない限り、定足数が満たされているものとみなされる (Susanne Strasser und Frank Sobolewski, *So arbeitet der Deutsche Bundestag*, Rheinbreitbach: Neue Darmstaedter Verlagsanstalt, 2018, p.76. <<https://www.btg-bestellservice.de/pdf/10041000.pdf>>)。

<sup>18</sup> 制度の詳細については、渡辺富久子「ドイツ連邦議会による政府の統制—調査委員会を中心に—」『外国の立法』

### (3) 調査会 (Enquete-Kommission)

下院が広範かつ重要な複合的事案に関する立法上の決定を行う準備のために設置される(下規第56条)。総議員の4分の1が要求する場合には設置が義務付けられる。外部有識者も、議員である委員と同等の権限を有する委員として参画する。調査会は、選挙期末までに報告書(通常は立法に関する勧告を含む。)を下院に提出する<sup>19</sup>。

### (4) 統制委員会 (Kontrollgremium) 等

①信書・郵便・電信電話の秘密に対する制限(第10条第2項)、②刑事訴追等のための住居内における盗聴(第13条第6項)、③情報機関の活動(第45d条)を始め、各種の政府活動の監視を行うための統制委員会その他の組織が、基本法、個別の連邦法律等に基づき設置されている<sup>20</sup>。

## 2 上院

### (1) 常任委員会及び特別委員会

常任委員会が設置されているほか、個別の事案を審査するために特別委員会が設置されることもある(上規第11条第1項)。各州は、1人ずつ委員を派遣し、1票ずつ表決権を有する(上規第11条第2項及び第42条第2項)。委員には州政府の職員を充てることができ(第52条第4項; 上規第11条第2項)、ほとんど常に州政府職員のみによって開催される委員会もある<sup>21</sup>。委員会の中に小委員会を設置することができる(上規第39条第4項)。

### (2) 欧州連合専門部会 (Europakammer)

欧州連合の事務を取り扱うために設置されており、その議決は上院の議決とみなされる(第52条第3a項; 上規第45b条第1項)。各州は、上院議員の1人を専門部会構成員として派遣するが(上規第45b条第2項)、表決権の票数は本会議の場合と同数(Ⅱの1参照)である(第52条第3a項)。

### 3 合同委員会 (Gemeinsamer Ausschuss)

32人の下院議員及び16人の上院議員で組織される(第53a条; 合同委員会規則 (Geschäftsordnung für den Gemeinsamen Ausschuss) 第1条第1項)。合同委員会は、防衛事態<sup>22</sup>において即時の行動が必要不可欠とされる状況にあつて、下院が①適時に集会することを妨げられ、又は②定足数(Ⅶの1参照)を満たせない状態にあることを確認する(第115a条第2項。この確認には、投票総数の3分の2かつ総委員の過半数が必要とされる。)。この場合、合同委員会は、下院及び上院の地位を有し、両院の権限を統一して行使する(第115e条)。合同委員会が議決した法律は、下院が上院の同意を得ていつでも廃止することができる(第115l条第1項)ほか、防衛事態の終了後6か月で失効する(第115k条第2項)。

No.255, 2013.3, pp.96-106. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8111649\\_po\\_02550007.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8111649_po_02550007.pdf?contentNo=1)>; 渡辺富久子・古賀豪訳「ドイツ連邦議会の調査委員会の権限を定める法律(調査委員会法)」同, pp.107-116 参照。

<sup>19</sup> Strasser und Sobolewski, *op.cit.*(17), p.56; Georgia Rauer, “Enquetekommission,” *Parlamentsdeutsch: Lexikon der parlamentarischen Begriffe*, Berlin: Deutscher Bundestag, 2018, p.27. <<https://www.btg-bestellservice.de/pdf/40351000.pdf>>

<sup>20</sup> 概要をごく簡単に紹介するものとして、渡辺 前掲注(18), p.96 参照。

<sup>21</sup> Reuter, *op.cit.*(7), p.26. 1回の会議中、案件ごとに担当の州政府職員が交代で委員を務めることも可能とされる。

<sup>22</sup> 連邦が武力により攻撃され、又はそのような攻撃が直前に差し迫っている事態を指す。防衛事態の確定は、下院が、政府の申立てに基づき、上院の同意を得て行う(第115a条第1項)。



## IX 立法過程

以下では、通常法律案の立法過程を概観する（全体的な流れについては、末尾の図を参照）。

### 1 法律案の提出

法律案は、連邦政府、下院議員及び上院が提出権を有するが、全て下院に提出される（第 76 条第 1 項）。提出者によって、提出の手續は異なる（表 2 参照）。連邦政府提出法律案について上院が最初に態度決定を行うのは、連邦法律の執行は原則として州の固有事務とされている（第 83 条）ことから、その経験や知識を法律案の審議に反映させる趣旨とされる<sup>23</sup>。

提出された法律案は、原則として電子的手段で下院議員等に配付される（下規第 77 条第 1 項）。

表 2 ドイツ下院への法律案の提出手續

提出者	手續の概要
連邦政府	①法律案を上院に送付。上院は、6 週間 <sup>*1</sup> 以内に当該法律案についての態度（a. 修正提案、b. 異議なし、c. 反対）を決定し、連邦政府に伝達することができる。 ②上院の態度及びこれに対する連邦政府の見解を添えて <sup>*2</sup> 、法律案を下院に送付。
下院議員	法律案の提出には、1 会派又は総議員の 5%の署名が必要。
上院	①案文等を添えて州が提出した法律案提出の動議を可決。 ②①で可決された法律案を連邦政府に送付。連邦政府は、6 週間 <sup>*1</sup> 以内に当該法律案についての見解を添えて、下院に送付。

\*1 法律案の送付を受けた上院又は連邦政府の要求により 9 週間に延長可能。急を要する法律案の場合には、3 週間に短縮可能（期限延長の要求があった場合は 6 週間のまま）。

\*2 急を要する法律案の場合、上院の態度決定が連邦政府に到達していなくても、3 週間（上院から期限延長の要求があった場合は 6 週間）後に法律案を下院に送付し、態度決定の到達後に下院に追加提出することができる。

（出典）基本法第 76 条第 2・3 項；下院規則第 76 条第 1 項；上院規則第 26 条第 1 項；Konrad Reuter, *Praxishandbuch Bundesrat: Verfassungsrechtliche Grundlagen, Kommentar zur Geschäftsordnung, Praxis des Bundesrates*, 2., neu bearbeitete Auflage, Heidelberg: C.F. Müller Verlag, 2007, pp.477-482, 540 等を基に筆者作成。

### 2 下院における法律案の審議

#### (1) 第 1 読会

審議は 3 読会制<sup>24</sup>による（下規第 78 条第 1 項）。なお、本会議の議事は、原則として公開される（第 42 条第 1 項）。

第 1 読会<sup>25</sup>における一般討論（allgemeine Aussprache）の実施は、①長老評議会の勧告がある場合、②当該法律案の日程（Punkt）を議長が朗読する前に 1 会派又は出席議員の 5%が要求した場合、③長老評議会における合意によって他の議案と一括して審議されることとされた法律案について討論を求める動議が可決された場合、のいずれかに限られる（下規第 79 条）。法律案の基

<sup>23</sup> Konrad Reuter, *Praxishandbuch Bundesrat: Verfassungsrechtliche Grundlagen, Kommentar zur Geschäftsordnung, Praxis des Bundesrates*, 2., neu bearbeitete Auflage, Heidelberg: C.F. Müller Verlag, 2007, p.102. 上院の態度決定には一定の日数を要するため、連邦政府が作成した法律案を与党会派の下院議員が提出して上院の手續を回避したり、連邦政府提出法律案と同一内容の法律案を下院議員が提出して上院と並行審議を行ったりすることもあるという。

<sup>24</sup> 「読会」（Lesung）は、下規では「審議」（Beratung）の語が用いられているが、下院のウェブサイトや刊行物において、両者は同義と位置付けられている。

<sup>25</sup> 第 1 読会の実施日は、各会派が作業部会での検討を経て当該法律案の審議に臨む方針を決定した後に長老評議会において設定される。なお、各会派は、その後の委員会審査や第 2・3 読会の段階においても、作業部会での検討や態度決定を行った上で審議に臨んでいる（Strasser und Sobolewski, *op.cit.*(17), pp.111-112, 116, 127.)。

本的な趣旨のみが討論の対象とされ、内容に関わる動議の提出は許されない。

法律案を付託する委員会を決定して、第1読会は終了する（下規第80条第1項）<sup>26</sup>。複数の委員会に付託された場合、主務委員会以外の委員会は、法律案の特定の問題について主務委員会の審査に参与する（同項）ほか、主務委員会に意見を提出する（下規第63条第2項）。

## (2) 委員会審査

委員会に付託された全ての法律案について、1人又は複数人の報告者が選任される（下規第65条）。報告者は、委員長とともに当該法律案の審査とその取りまとめに責任を負う<sup>27</sup>。委員会では、連邦大臣及び上院議員並びにこれらの委託を受けた者も参加して<sup>28</sup>法律案の逐条審査が行われ、修正案の採決が行われる<sup>29</sup>。委員会は原則非公開のため（下規第69条）<sup>30</sup>、国民の目を意識しないで多様な意見が交わされ、課題を解決し執行可能な立法に向けた実務的な議論が行われているとされる<sup>31</sup>。審査に必要な情報を得るために、専門家、利害関係者等から公開・非公開での意見聴取を行うこともできる（下規第70条）。主務委員会においては、所属委員の4分の1が要求する場合には、専門家等の意見聴取が必ず行われる。

委員会の審査報告書は、理由を示した議決勧告の形式をとり、委員会において否決された少数意見、主務委員会以外の委員会の意見等も記載される（下規第66条）。委員会審査の結果、ほとんどの法律案に何らかの修正が加えられるとされる<sup>32</sup>。

## (3) 第2読会及び第3読会

第2読会（下規第81条）は、原則として委員会の審査報告書が各議員に配付された2日後に開かれる。長老評議会の勧告又は1会派若しくは出席議員の5%の要求により、一般討論が行われる。続いて逐条審議が行われ、議員は単独で修正案を提出することができる（下規第82条第1項）。各規定について、討論の後に表決が行われる。複数の規定又は法律案全体を一括して表決に付することもできる<sup>33</sup>。全ての規定が否決された場合、その法律案について第3読会は開かれない（下規第83条第3項）。

第3読会（下規第84条）では、法律案についての最終表決が行われる（下規第86条）。第2読会で法律案の修正が行われなかった場合は、第2読会に続いて開かれる。修正が行われた場合

<sup>26</sup> 1会派又は総議員の5%が要求し、出席議員の3分の2により可決された場合には、委員会審査を省略し、直ちに第2読会に進むことができる（下規第80条第2項）が、このような事態は極めてまれだとされる（*ibid.*, p.113.）

<sup>27</sup> *ibid.*, p.116.

<sup>28</sup> 下院の本会議及び委員会は、いつでも連邦政府の構成員の出席を要求することができ、連邦大臣及び上院議員並びにこれらの委託を受けた者は、いつでも本会議及び委員会に出席・発言することができる（第43条）。なお、委員を補佐するために、各会派のスタッフ1人が委員会の会議に参加することができる（下規第57条第4項）。

<sup>29</sup> Strasser und Sobolewski, *op.cit.*(17), p.117. 修正案の起草に当たっては、所管省庁が立法技術面での補佐を行う。

<sup>30</sup> 委員会審査の非公開性を改善するために「拡大公開委員会審査」（*Erweiterte öffentliche Ausschussberatung*）の制度が設けられている（下規第69a条）ものの、ほとんど活用されていない（Wolfgang Ismayr, *Der Deutsche Bundestag*, 3., völlig überarbeitete und aktualisierte Auflage, Wiesbaden: Springer VS, 2012, p.311.）。

<sup>31</sup> Strasser und Sobolewski, *op.cit.*(17), p.118.

<sup>32</sup> “Weg der Gesetzgebung.” Deutscher Bundestag website <[https://www.bundestag.de/parlament/aufgaben/gesetzgebung\\_neu/gesetzgebung/weg-255468](https://www.bundestag.de/parlament/aufgaben/gesetzgebung_neu/gesetzgebung/weg-255468)>

<sup>33</sup> 実際の審議は簡略化されており、修正案が提出されなかった場合には法律案の全体が一括して表決に付され、修正案が提出された場合には当該修正案についての討論及び表決が行われた後に残余の規定が一括して表決に付される（Strasser und Sobolewski, *op.cit.*(17), p.130; Susanne Linn and Frank Sobolewski, *The German Bundestag*, Rheinbreitbach: Neue Darmstaedter Verlagsanstalt, 2015, p.124. <<https://www.btg-bestellservice.de/pdf/80080000.pdf>>）。

は当該修正を反映させた法律案関係資料が各議員に配付された 2 日後に開かれるが、1 会派又は総議員の 5%による動議を出席議員の 3 分の 2 の多数で可決したときは、それより前に開かれる。一般討論は、第 2 読会で行われなかった場合において、長老評議会の勧告又は出席議員の 5%の要求があるときに限り行われる。修正案は、第 2 読会で修正された規定について、1 会派又は総議員の 5%のみが提出することができ、逐条審議は、修正案が提出された規定についてのみ行われる（下規第 85 条）。

なお、議員は、討論の終局後に、口頭又は文書により表決の理由を説明することができる（下規第 31 条第 1 項）。下院で可決された法律は、上院に送付される（第 77 条第 1 項）。

### 3 上院における審議

下院から送付を受けた法律案は、所管の委員会に付託される（上規第 36 条第 1 項）。委員会は、本会議における議決の準備を行う（上規第 39 条第 1 項）<sup>34</sup>。本会議は、通常 3～4 週間に 1 回の頻度で開会される<sup>35</sup>ため、法律案についての審議は 1 回しか行われ<sup>36</sup>ない。なお、本会議の議事は原則として公開される（第 52 条第 3 項）のに対し、委員会は非公開とされる（上規第 37 条第 2 項）。

### 4 両院関係

連邦法律は、①「同意法律」（Zustimmungsgesetz）と②「異議法律」（Einspruchsgesetz）に分類され、両者では立法過程への上院の関与の仕方が異なる。①は、基本法が個別に指定する州の組織、財政等に関係する法律であり、成立に上院の同意を要する<sup>37</sup>。②は、上院が下院の可決した法律に異議を申し立てることができるものの、下院はこれを却下することができる。

#### (1) 異議法律の成立過程

両院の意見が一致しない場合における異議法律の成立過程は、表 3 のとおりである。

#### (2) 同意法律の成立過程

下院が可決した法律について上院が明示的に同意しない限り、法律は成立しない。両院協議会の手続、成案の取扱い等（表 3①～③）は異議法律の場合と同様であるが、下院又は連邦政府も両院協議会の招集を要求することができる（第 77 条第 2 項）。上院においては、同意について議決する前に両院協議会の招集を要求するか否かについて議決する（上規第 30 条第 2 項）。上院が両院協議会の招集を要求することなく同意を拒否した場合には、下院又は連邦政府が両院協議会の招集を要求しない限り、当該法律はその時点で不成立となる。上院は、両院協議会の招

<sup>34</sup> 連邦政府提出法律案の場合、提出時における上院の態度決定の内容が考慮されているか否か、下院がどのような修正を加えたか、ということが重点的に審査される（Reuter, *op.cit.*(7), p.36.）。

<sup>35</sup> “Informationen und Service zum Plenum.” Bundesrat website <<https://www.bundesrat.de/DE/plenum/informationen/informationen-node.html>>

<sup>36</sup> Reuter, *op.cit.*(23), pp.392-393.

<sup>37</sup> 2006 年 9 月 1 日施行の基本法の改正により、同意法律の範囲が縮小された（その背景として、州の政党政治を通じて上院にも政党の意向が強く反映されるようになり、下院と上院で政党構成にねじれが生じると同意法律の成立に困難を来すようになっていたことが指摘されている（櫻井智章「CHAP.4 ドイツ」初宿正典編『レクチャー比較憲法』法律文化社、2014、p.105.））。その結果、公布された法律に占める同意法律の割合は、第 15 選挙期（2002～2005 年）の 50.6%から、第 16 選挙期（2006～2010 年）には 41.8%、第 17 選挙期（2011～2014 年）には 38.3%、第 18 選挙期（2015～2017 年）には 35.8%と、減少傾向にある（“Kapitel 10.3 Bundestag und Bundesrat Stand: 25.2.2019.” *Das Datenhandbuch des Bundestages*, p.1. Deutscher Bundestag website <[https://www.bundestag.de/resource/blob/274406/49733e4a428bfd7e1f584c5c3061db47/Kapitel\\_10\\_03\\_Bundestag\\_und\\_Bundesrat-data.pdf](https://www.bundestag.de/resource/blob/274406/49733e4a428bfd7e1f584c5c3061db47/Kapitel_10_03_Bundestag_und_Bundesrat-data.pdf)>）。

集を要求しない場合又は両院協議会の手続が下院の可決した法律の変更を提案することなく終了した場合には、適当な期間内に同意について議決しなければならない（第77条第2a項）。

表3 異議法律の成立過程

両院協議会*の手続	①下院で可決された法律の受領から3週間以内に上院が招集を要求。 ②両院協議会において成案（下院が議決した法律の a.修正案、b.廃棄又は c.維持）を作成又は d.不調のまま手続終了
両院における手続	③下院が②a.又は b.について議決（成案の修正はできない。）し、上院に送付。 ④上院が③の議決結果又は②c.若しくは d.の通知の受領後2週間以内に異議の申立てを議決。 ⑤下院が④の異議について議決。
法律の最終的な成立要件	⑥法律は、次のいずれかに該当する場合に最終的に成立する。 a.上院が下院の可決した①の法律を承認した（①の要求をしなかった）場合 b.上院が③の下院の議決結果又は②c.若しくは d.の結果を承認した（④の異議の申立てをしなかった（撤回を含む。））場合 c.下院が⑤で上院の異議を却下した場合（却下には、④の異議が表決数の過半数による場合は総議員の過半数、④の異議が表決数の3分の2による場合は表決数の3分の2かつ総議員の過半数が必要）

\* 両院協議会（Vermittlungsausschuss. 「調整委員会」、「法案審議合同協議会」などとも訳される。）は、両院の構成員の中から同数ずつ選任された32人の委員で組織される。下院の委員は会派勢力を反映して、上院の委員は各州から1人ずつ選任される。上院の委員は、各州政府からの指示に拘束されない。成案は、出席委員の過半数によって決定される。両院協議会の会議は秘密とされ、議事録も次々期の選挙期の冒頭まで閲覧不可とされている。（出典）基本法第77・78条；両院協議会共通規則（Gemeinsame Geschäftsordnung des Vermittlungsausschusses）；Susanne Strasser und Frank Sobolewski, *So arbeitet der Deutsche Bundestag*, Rheinbreitbach: Neue Darmstaedter Verlagsanstalt, 2018, p.133. <<https://www.btg-bestellservice.de/pdf/10041000.pdf>> 等を基に筆者作成。

## 5 大統領による認証及び公布

最終的に成立した法律は、所管大臣及び首相による副署（第58条）の後、大統領の認証を経て連邦法律公報（Bundesgesetzblatt）において公布される（第82条第1項）。大統領は、①法律が基本法の定める手続によらずに制定された場合又は②法律の内容が明らかに基本法に違反している場合には認証を拒否することができる、と一般に解されている<sup>38</sup>。

## X 行政統制

一般に行政統制（政府の統制・監視）は立法と並ぶ議会の重要な権能とされており<sup>39</sup>、この点はドイツにおいても例外ではない<sup>40</sup>。既に触れた財政統制（IVの3）、下院の調査委員会、統制委員会等（VIIIの1）以外の行政統制のための手段として、以下では質問制度、委任立法の統制及び行政に対する苦情の処理を取り上げる<sup>41</sup>。

<sup>38</sup> “Kapitel 10.7 Materielles Prüfungsrecht des Bundespräsidenten Stand: 15.11.2018,” *Das Datenhandbuch des Bundestages. ibid.* <[https://www.bundestag.de/resource/blob/196210/f8c1a17917a5f8e43c30ceb77cd268ec/Kapitel\\_10\\_07\\_Materielles\\_Pruefungsrecht\\_des\\_Bundespraesidenten-data.pdf](https://www.bundestag.de/resource/blob/196210/f8c1a17917a5f8e43c30ceb77cd268ec/Kapitel_10_07_Materielles_Pruefungsrecht_des_Bundespraesidenten-data.pdf)> 2018年11月15日までの間に大統領が認証を拒否した法律は、8例ある。

<sup>39</sup> 大石真『議会法』有斐閣、2001、p.107。

<sup>40</sup> 下院のウェブサイトでは、その旨が端的に述べられている（“Kontrolle der Regierung.” Deutscher Bundestag website <<https://www.bundestag.de/parlament/aufgaben/#url=L3BhcmxhbWVudC9hdWZnYWJlbi9yZWdpZXJlbmdza29udHJvbGxlX25ldS9rb250cm9sbGUva29udHJvbGxllTlxMjYzNA==&mod=mod454432>>）。上院による行政統制は、主として連邦政府提出法律案に対する賛否等の態度決定（本文IXの1参照）並びに法規命令及び一般的行政規則に対する同意（本文後述2参照）によるとされる（Reuter, *op.cit.*(7), pp.56-58.）。

<sup>41</sup> 下院による政府統制手段の全体を概観するものとして、渡辺 前掲注(18)参照。

## 1 質問制度

両院に口頭質問及び文書質問の制度が設けられている（下規第 100～106 条等；上規第 19 条）が、上院では余り活用されていない。下院では、1 会派又は総議員の 5%が提出した文書質問が本会議での審議に発展し得る大質問制度（下規第 100 条）が特徴的である。一方、クエスチョンタイム、対政府質問等の口頭質問については、一層の活性化に向けた取組が行われている<sup>42</sup>。

## 2 委任立法の統制

法律の授権に基づき連邦政府、大臣等が定める一般的な規範であって、対外的な効力を有する法規命令（Rechtsverordnung）の統制に関し、基本法は、一定の法規命令の制定に上院の同意が必要であることを明文で定めている（第 80 条第 2 項）<sup>43</sup>。下院については明文の規定はないものの、授権法律において①法規命令の発効のために下院の同意決議を必要とするという条件を付することや②法規命令の制定後に下院が廃止決議又は同意の拒否を行ったときはその廃止を義務付けるという条件を付することは合憲とする見解が通説とされる<sup>44</sup>。

## 3 行政に対する苦情の処理

行政官庁の作為又は不作為に対する苦情（Beschwerde）<sup>45</sup>が下院に提出された場合には、請願委員会に付託される（第 17 条及び第 45c 条）。請願委員会では所管官庁に意見照会を行い、この時点で問題が解決することもまれではない。問題が解決しないときは、苦情が審査され、議決勧告を付した報告が提出される（下規第 112 条）。本会議では勧告に沿った議決が行われ、その内容は連邦政府に伝達される<sup>46</sup>。請願委員会は、連邦政府、連邦官庁等から情報の提供を受け、これらの施設に立ち入り、苦情の提出者・証人・専門家からの意見聴取を行うことができる<sup>47</sup>。

下院ではまた、軍に特化された苦情処理の仕組みとして国防オンブズマン（Wehrbeauftragter<sup>48</sup>。第 45b 条）が任命されている。軍の内部における人権侵害又は規律違反について軍人からの申立て等に基づき自らの判断で活動することができ、請願委員会と同様の情報入手権を有する<sup>49</sup>。

<sup>42</sup> 詳細については、濱野雄太「ドイツの議会質問制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1037 号, 2019.2.7. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11239373\\_po\\_1037.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11239373_po_1037.pdf?contentNo=1)> 参照。なお、同資料の刊行後の 2019 年 3 月 1 日、①緊急質問制度の廃止、②首相のクエスチョンタイムの制度化（年に 3 回、各回 60 分間実施）、③クエスチョンタイムの実施時間短縮（180 分間から 90 分間に）、④対政府質問の実施時間延長（30 分間から 60 分間に）等を内容とする下規改正が行われた。

<sup>43</sup> 上院は、連邦政府が定める一般的行政規則への同意権も有する（第 84 条第 2 項等）。行政規則（Verwaltungsvorschrift）とは、一般的に下級官庁を拘束する行政上の規則であって、上級官庁が定めたものをいう（山田晟『ドイツ法律用語辞典 改訂増補版』大学書林, 1993, p.689 参照）。

<sup>44</sup> 毛利透「第 6 章 ドイツにおける委任命令への議会による統制」『統治構造の憲法論』岩波書店, 2014, pp.157-188 参照。下規には、そのことを前提とした規定も設けられている（第 92 条）。

<sup>45</sup> Strasser und Sobolewski, *op.cit.*(17), p.48.

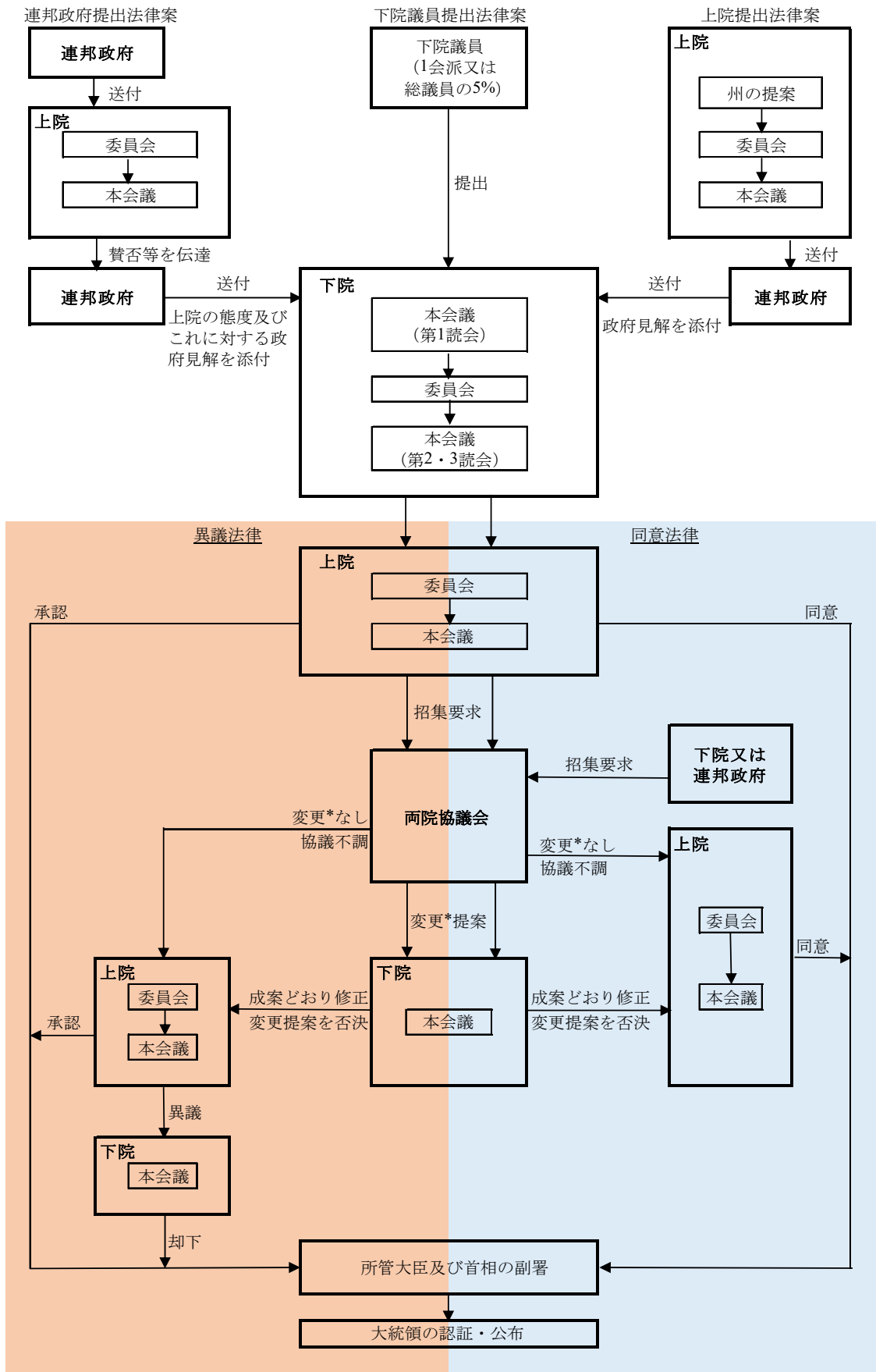
<sup>46</sup> “Die parlamentarische Prüfung einer Petition.” Deutscher Bundestag website <<https://epetitionen.bundestag.de/epet/service.rubrik.parlamentarischePruefung.html>>

<sup>47</sup> 「請願委員会の権限に関する法律」（Gesetz über die Befugnisse des Petitionsausschusses des Deutschen Bundestages）第 1～4 条等参照。

<sup>48</sup> 「国防受託者」、「国防専門員」、「防衛監察官」などとも訳される。なお、「オンブズマン」とは「議会によって任命されるが、行政のみでなく議会からも独立して行政活動を調査し、国民からの苦情を処理する機関」（法令用語研究会編『有斐閣法律用語辞典 第 4 版』有斐閣, 2012, p.74.）などと説明される。

<sup>49</sup> 国防オンブズマン法（Gesetz über den Wehrbeauftragten des Deutschen Bundestages）第 1～3 条等参照。

図 ドイツの立法過程



\* 下院が可決した法律の修正又は廃棄。

(出典) Christian Heyer, *Stichwort: Gesetzgebung: Von der Idee zum Gesetz*, Berlin: Deutscher Bundestag, 2016, pp.32-33. <<https://www.btg-bestellservice.de/pdf/20264000.pdf>> 等を基に筆者作成。